

吉野川市農地情報登録制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野川市における農地の有効活用を通して、耕作放棄地の発生防止及び解消をもって本市の農業振興を図るため、農地情報登録制度（以下「農地バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当核各号に定めるところによる。

(1)「耕作放棄地」とは、個人が耕作を放棄している農地（近く耕作を放棄する予定のものを含む。）をいう。

(2)「農地」とは、市内の農業振興地域内の農用地（青地）の他、これ以外の市内の農地（白地）をいう。

(3)「所有者等」とは、耕作放棄地に係る所有権その他の権利により当該耕作放棄地の賃貸等を行うことができるものをいう。

(4)「農地バンク」とは、耕作放棄地の賃貸等を希望するその所有者等からの申し込みを受けた情報を、農業を営むことを目的として、耕作放棄地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、農地バンク以外による農地の取引を妨げるものではない。

(農地の登録申込等)

第4条 農地バンクによる耕作放棄地に関する登録を受けようとする所有者等は、吉野川市農地バンク登録申込書（様式第1号）と吉野川市農地バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、吉野川市農地バンクに登録するものとする。

(農地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の登録を終えた者は、当該登録事項に変更があったときは、吉野川市農地バンク登録変更届書（様式第3号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届けなければならない。

(農地バンクの登録取り消し)

第6条 市長は、当該耕作放棄地に係る所有権その他の権利の移動により農地バンク取消申し出書(様式第4号)の提出があったときは、農地バンクの登録を取り消すものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用者に提供するものとする。

(農地バンク利用の申請要件)

第8条 農地バンクの情報を受け、耕作放棄地を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次の(1)～(3)の要件を満たしていなければならない。ただし、市長が認めたときはこの限りでない。

(1) 耕作放棄地を耕作し、又は耕作できる状態で管理し、耕作放棄地の発生を防止し地域の活性化に寄与できる者

(2) 耕作放棄地を耕作し、又は耕作できる状態で管理し、地域住民と協調して農業を営むことのできる者

(3) 耕作放棄地を5年間以上耕作することができる者

(農地バンク利用の申込み)

第9条 農地バンクを利用しようとする利用希望者は、吉野川市農地バンク利用申込書(様式第5号)及び誓約書(様式第6号)に希望耕作放棄地の番号(第4条の規定により登録された登録番号をいう。)その他の必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申し込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望耕作放棄地の登録者へその旨を通知するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、登録者と利用希望者との耕作放棄地等に関する交渉・契約等については、直接これに関与しないものとする。

2 登録者と利用希望者が合意した場合、市長に合意内容に対する報告書(様式第7号)を提出するものとする。

(担当部署)

第11条 農地バンクは、市農林業振興課において事務を行う。ただし、制度の円滑な運営については、農業委員会と連携することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から改正する。

この要領は、令和元年5月1日から改正する。

別添（第8条関係）

吉野川市農地バンクの申請要件に係る市長が適当と認めた者について

このことについて、下記のとおり定める。

1. 現時点で非農業者であっても、今後農業に専念することが書面等で証明でき、希望耕作放棄地を5年以上耕作又は管理できると認められる者。
2. NPO 団体等が耕作放棄地に対して景観作物を作付し、その作付管理期間が5年以上見込まれること。（尚、期間相当は農作業受委託等で行うこと）
3. 市内の学校が主に食育等の教育活動の一環として、農作物の栽培・収穫を行う場として耕作放棄地を借りたい場合は、所有者の了承に加え市教育委員会の承認を受けること。
4. その他上記以外で市内の耕作放棄地解消に寄与することが認められ、かつ、5年以上の農業生産活動及び農地管理が見込めること。